

大森間税会報

2019.9 第202号



目次

ごあいさつ	2
大森間税会長 佐川 黎二	
大森税務署長 谷口 哲也	
大森税務署幹部職員名簿	3
第62回定例総会の報告	4
平成30年度収支決算報告書 他	5
定例統一年間行事等のお知らせ 他	6
「税を考える週間」迎えて 他	7
「大森間税会役員名簿」・「委員会名簿」	8
「e-Tax義務化」に関するお知らせ（資料）	9～12
「軽減税率制度への対応」に関するお知らせ（資料）	13～16
中学生の税の作文	17
「当会入会へのお勧め」のお願い	18

税の標語 (当会会員の作品です)

日本の	未来を支える	消費税	佐川 由美子
子や孫の	未来の礎	消費税	久保井 宏
消費税	国民皆が	納税者	田中 勲
消費税	皆で暮らしを	支えあう	森 永 優子
学びましょう	税のしくみ	使いみち	安野 貞治郎

大森間税会



軽減税率導入に向けて 早期対応の準備を

大森間税会
会長 佐川 黎二

厳しい暑さが続いておりますが、大森間税会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。又、皆様には日頃から会の運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

大森税務署におかれましては、谷口署長、今村副署長はじめ多くの方が着任されました。心よりお慶び申し上げますとともに、ご留任された方々にも、引き続き変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ、本年10月から消費税率引き上げに伴い、軽減税率が導入されます。消費者にとっては良いのですが、事業者の方々には大変な負担がかかってきます。特に、食料品の売り上げ・仕入れの両方ある業者は勿論、経費として飲食料品の仕入れがある課税業者は経費について税率ごとの区分経理をする必要があります。そして免税事業者の方も区分記載請求書の発行を求められたら発行しなければなりません。うちは関係ないと思っているすべての事業者に必要な経理事務、金銭的負担が増えてきます。間税会はこのような新しい消費税の周知活動を積極的に行うのは勿論ですが、国に対し出来るだけ簡素な経理事務で済むよう、税制提言活動を行っております。

また、消費税率が10%に引き上げられることで消費税の滞納が増加することが危惧されることから、引き続き期限内納付に関する周知・啓発活動を展開して、消費税完納運動を推進して行きたいと思えます。

結びに、谷口署長はじめ署の皆様、そして大森間税会の皆様のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



着任に当たって

大森税務署
署長 谷口 哲也

残暑の候、大森間税会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私はこの度の人事異動で、東京国税局から参りました谷口でございます。前任の宮崎署長同様、よろしくお願い申し上げます。

佐川会長様をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、消費税の期限内納税に向けた取組や、小学生を対象とした「税の標語」の募集活動を積極的に行っていただいております。この取組に参加する小学校は、年々増加していると伺っております。また、「OTAふれあいフェスタ」などの各種行事への積極的な参加を通じて、地域の社会貢献活動にも御尽力されていることに、心から敬意を表します。

さて、本年10月からの消費税率10%引上げに併せて、「軽減税率制度」が導入されますが、その実施まであと僅かとなりました。私どもといたしましては、今後とも幅広い広報・周知活動や、事業者団体等と連携した説明会の開催、事業者等からの相談への対応などの取組を、より一層努めてまいり所存でございます。

大森間税会の皆様方には、今回の消費税改正の趣旨を御理解のうえ、円滑な制度の導入に向けて引き続き、御協力を賜りますとともに、早期定着に向けて、御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、大森間税会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

大森税務署幹部職員名簿

人事異動により署幹部の顔ぶれが変わりました。ご紹介いたします。

(令和元年7月10日発令 敬称略)

職 名	氏 名	前 任 署 等
署 長	谷口 哲也	東京国税局 調査三部調査29統括官
副署長 (法人・酒類担当)	今村 宏嗣	東京国税不服審判所 第12副審判官
副署長 (総務・個人担当)	木村 善之	(留 任)
特別調査官 (法人担当)	菊池 文敏	四谷税務署 特別調査官 (法人)
総務課長	和田 浩枝	(留 任)
管理運営第1部門 統括官	似内 俊文	麻布税務署
〃 第2部門 統括官	野中 新一	(留 任)
〃 第3部門 統括官	古賀 達哉	横浜南税務署
管理運営部門 連絡調整官	藤井 恭子	(留 任)
徴収部門 統括官	前川 裕治	(留 任)
個人課税第1部門 統括官	滑川 輝隆	(留 任)
〃 第2部門 統括官	菅野 紀子	(留 任)
〃 第3部門 統括官	村松 勝	(留 任)
資産課税部門 統括官	松本 信明	木更津税務署
特別調査官 (法人担当)	岩下 誠	(留 任)
法人課税第1部門 統括官	上根 良庸	東京国税局 調査第一部
〃 第2部門 統括官	関矢 範子	東京国税局 総務部
〃 第3部門 統括官	上野 宏毅	木更津税務署
〃 第4部門 統括官	芦澤 憲生	国税庁 課税部
〃 第5部門 統括官	佐藤 光彦	(留 任)
法人課税部門 連絡調整官	本間 健一	横須賀税務署
総務課長補佐	長尾 理恵	東京国税局 徴収部
総務係長	阿部 隆史	(留 任)
会計係長	西野 旭	(留 任)

(大森間税会担当)

法人課税第1部門 上席調査官	池田 努	(留 任)
----------------	------	-------

税務署からのお知らせ

「年末調整説明会」のご案内

大森税務署では、事業者の方を対象として、源泉所得税の年末調整説明会を開催します。

開催日時 令和元年11月7日(木)、8日(金)の2日間

両日とも、①9時15分～12時00分、②13時30分～16時15分

場 所 池上会館 2階集会室 (大田区池上1丁目32-8)

(注) 駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

お問い合わせ先 大森税務署 法人課税第2部門 電話 03-3755-2111 内線 322

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声の案内に従って「2」を選択してください。

第62回 定例総会報告

大森間税会 第62回定例総会は5月30日(木)午後4時00分から、ラズ大森4階会議室において多数の会員の参加を得、大森税務署長はじめ税務署幹部の方々および税務六団体の会長の皆様のご臨席を賜り開催されました。

総会は、久保井副会長の司会のもとに安野副会長の開会のことば、佐川会長の挨拶のあと、会長が議長となり議事に入りました。

- 議事 第1号議案 平成30年度事業報告の承認
 第2号議案 平成30年度収支報告の承認の件
 監査報告
 第3号議案 平成31年度事業計画(案)承認の件
 第4号議案 平成31年度収支予算(案)承認の件
 第5号議案 理事及び監事補欠選任の件

以上審議の結果、いずれも満場一致で原案通り承認可決され、議事を終了いたしました。

総会に引き続き第二部として意見交換懇親会が開催され、なごやかな雰囲気の中で皆様から有益な御意見も頂戴し、予定時間通り終了いたしました。



ご出席賜りました 宮崎 憲司 大森税務署長



佐川会長 挨拶



定例総会の様子



意見交換懇親会の様子

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!

国税庁



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食物品に係る軽減税率8%について

- ☐ 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- ☐ レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁ホームページ内

消費税の軽減税率制度 をクリック

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456
《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。
ぜひご参加ください。

開催日時、場所については 軽減税率説明会

検索



軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局
URL <http://kzt-hojo.jp/>

【専用ダイヤル】0570-081-222
《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)

平成30年度 収支決算報告書

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

(単位 円)

収 入			支 出		
項 目	決算額	予算額	項 目	決算額	予算額
前 年 度 繰 越 金	174,553	174,553	(事 業 費)		
通 常 会 費	970,000	1,050,000	研 修 会 等 行 事 費	15,100	30,000
増 強 行 事 等 会 費 収 入	187,000	190,000	税 を 考 え る 週 間 行 事 費	137,646	200,000
広 告 収 入	92,000	92,000	各 部 委 員 会 活 動 費	129,040	160,000
預 金 利 息	3	2	会 報 発 行 費	260,280	260,000
雑 収 入	384,284	120,000	増 強 運 動 行 事 費	216,372	210,000
			大 森 六 団 体 行 事 費	114,912	70,000
			事 業 費 計	(873,350)	(930,000)
			(管 理 費)		
			上 部 団 体 納 付 金	257,000	257,000
収入合計	1,633,287	1,452,002	上 部 団 体 行 事 参 加 費	138,000	110,000
			総 会 役 員 会 費	114,556	125,000
			慶 弔 ・ 渉 外 費	0	10,000
			交 通 費	0	0
			事 務 費	25,920	50,000
			通 信 費	26,967	50,000
			雑 費	3,268	5,000
					0
			予 備 費	0	10,000
			管理費計	(565,711)	(617,000)
			合 計	(1,439,061)	(1,547,000)
			翌 年 度 繰 越 金	368,779	79,555
合 計	1,807,840	1,626,553	合 計	1,807,840	1,626,553

資金残高

現金	6,834
郵便振替貯金	161,926
普通預金	125,619
未収入金	298,400
合計	592,779

未払金	0
仮受金	224,000
翌年度繰越金	368,779
合計	592,779

令和元年5月7日 上記のとおりご報告いたします。

会 長 佐 川 黎 二

平成30年度収支決算について、令和元年5月8日監査したところ
正確に執行されている。

監 事 平 賀 淳 夫 鈴 木 茂

平成31年度 収支予算

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

(単位 円)

収 入			支 出		
項 目	31年度予算額	30年度決算額	項 目	31年度予算額	30年度決算額
前 年 度 繰 越 金	368,779	174,553	(事 業 費)		
通 常 会 費	980,000	1,050,000	研 修 行 事 費	30,000	30,000
増 強 行 事 等 会 費 収 入	190,000	190,000	税 を 考 え る 週 間 行 事 費	200,000	200,000
広 告 収 入	92,000	92,000	各 部 委 員 会 活 動 費	160,000	160,000
預 金 利 息	2	2	会 報 発 行 費	260,000	260,000
雑 収 入	100,000	120,000	増 強 運 動 行 事 費	210,000	210,000
			大 森 六 団 体 行 事 費	70,000	70,000
			上 部 団 体 納 付 金	257,000	257,000
			上 部 団 体 行 事 参 加 費	138,000	110,000
			総 会 役 員 会 費	120,000	125,000
			慶 弔 ・ 渉 外 費	10,000	10,000
			交 通 費	0	0
			事 務 費	30,000	50,000
			通 信 費	30,000	50,000
			雑 費	5,000	5,000
			予 備 費	10,000	10,000
			翌 年 度 繰 越 金	200,781	79,555
合 計	1,730,781	1,626,555	合 計	1,730,781	1,626,555

今年度予算対比として前年決算実績額を記載した。

科目間流用を認める。

大森間税会の定例統一年間行事等のお知らせ

大森間税会も全国間税会連合会の一員として全国的に展開されている統一年間スケジュールに従い各種活動を展開しております。

大森間税会は上部団体の方針などを踏まえ、今年度も下記のような統一活動スケジュールに沿い「OTAふれあいフェスタ」等にてクリアファイルなどを配布し、広報活動に力を入れながら、会員増強運動を展開してまいります。最近では大森地区の小学校11校の児童から約1,500編以上の「税の標語」の募集活動等を通じ、消費税をより良いものにするための広報活動を実践しております。会員の皆様におかれましても間税会委員として、これらの活動に御参加いただければ幸いです。

平成31年度 統一活動年間スケジュール		
全 国 間 税 会		大 森 間 税 会
4月	アンケート調査実施	アンケート調査実施
5月	総会の開催 ----- 税制改正要望役員会の開催	定例総会開催
6月	「税の標語」募集	「税の標語」募集
7月	「税の標語」応募	「税の標語」応募
8月	消費税PRポスター・ちらし・クリア ファイル活用方法・配布数等の検討	クリアファイル・ちらし発注 配布数、活用方法等決定
9月	会員増強月間	大森間税会報発行 ----- 会員増強活動
10月	研修会・見学会等の実施	研修会・軽減税率セミナーの実施 ----- 会員増強活動
11月	「税を考える週間」行事 「税の標語」選定	OTAふれあいフェスタ参加 ----- 税務署主催「納税表彰式」参加 ----- 「税の標語」表彰
12月	「税の標語」入りカレンダー配布	
1月		大森間税会報発行
2月	所得税・消費税確定申告期行政協力	所得税・消費税確定申告期行政協力
3月		

●● 第7回 大森・相模原間税会合同ゴルフコンペ ●●

平成31年4月16日（火）、大森・相模原間税会の親睦ゴルフが、津久井湖ゴルフ倶楽部で行われました。春の訪れの中、相模原間税会24名、大森間税会8名の総勢参加者32名で開催されました。

次回、令和元年10月15日（火）に開催しますので、参加希望の方は、**森川伸也さん**の携帯番号に連絡してください。

携帯番号 090-3203-5468

広報委員長 中西 亮





税を考える週間 (11/11～11/17) 迎えて

「税を考える週間」が近づきました。今年も11月11日(月)から17日(日)にわたり各地で多彩な催物が行なわれます。大森税務署管内では「納税表彰式」をはじめ、「OTAふれあいフェスタ」への参加など、税務六団体が協力して取組んでまいります。

● 納税表彰式

納税表彰式が11月14日(木) 15:45から朗峰会館(大田区池上1-2-1)の4階「朗峰の間」で行われます。今年も国税の申告と納税及び租税教育等に関して、功績顕著な団体または個人及び法人が表彰されます。

● OTAふれあいフェスタ2019 ～笑顔このまちから 地域力・国際都市～

OTAふれあいフェスタは、「人と人の輪」を育む目的で平成2年より始められました。

今年で30回目となるOTAふれあいフェスタは、昨年同様「地域のふれあい」と「交流の輪」を基本テーマに、参加される皆様が人のつながりや地域とのふれあいの大切さを感じられるイベントとなるよう進めてまいります。

また、大田区では「国際都市おおた宣言」を行い、地域性豊かで多様性に富んだ大田区の魅力を国内外に向けて発信しております。同時に、東京オリンピック・パラリンピックの開催が1年後に

迫っている今、フェスタにおいては、地域の活性化、国際交流・多文化共生の気運の醸成およびスポーツを通じたふれあいの場を創出してまいります。

大田区を代表するイベントであるOTAふれあいフェスタを皆様と共につくり上げてまいります。

(実行委員会の開催企画書より)

今年も大森間税会とは、他の税務協力団体とともに税金クイズの実施を通し、この壮大な企画に参加します。税金クイズの実施場所は例年どおり「水のエリア・ふれあいストリート」です。クイズに参加した人には、もれなく参加賞を差し上げる予定です。

日程：令和元年11月2日(土)・11月3日(日)

時間：10:00～16:00

なお、平和島競艇場は、京浜急行平和島駅から徒歩で10分、J R大森駅からは送迎バスも運行されます。



▲ 納税表彰式



▲ OTAふれあいフェスタ「税金クイズコーナー」(写真はいずれも昨年のももの)



*** 「税の標語」 募集 ***

「税の標語」の募集は、税についての啓発・広報及び租税教育推進の一環として、間税会が中心となり全国的に募集活動を行っており、今年で26年目となりました。応募数は平成30年度で42万点以上となり年々増加しております。

大森間税会もこの「税の標語」募集活動に参加しており、皆様からの応募を期待しております。

応募は定例総会出欠葉書にご記載いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

納税は	全国民の	権利・義務	竹内 哲也
高齢化	社会に生かそう	消費税	田中 勲
税金は	見返りくるよ	自分にも	上原 雅彦
まごころで	正しく申告	納税者	荒木 裕治

(敬称略)

大森間税会役員名簿

令和元年6月1日現在

役職名	氏名	会社名	役職名	氏名	会社名
名誉会長	田中 美晴	(株)アクセサリ-コンプレックス	理事	塩川 智恵子	シオカワ(株)
会長	佐川 黎二	(株)日新堂	理事	柴田 意子	京浜企画インターナショナル(株)
副会長	塩川 益賢	シオカワ(株)	理事	中川 浩夫	(有)東横リアルエステート
副会長	岩田 一男	(有)若江屋	理事	永野 護	アミール税理士法人
副会長	久保井 宏	(株)久保井海苔店	理事	清水 久栄	インフィニティ税理士法人
副会長	横田 昭夫	横田税務会計事務所	理事	藤原 弥寿子	(有)アクアテック
副会長	小宮山 宜克	(株)東辰	理事	高橋 晃一	アルファ税理士法人
副会長	安野 貞治郎	(株)欧文社	理事	中西 亮	(有)エヌフォーラム
副会長	藤好 優臣	藤好公認会計士事務所	理事	川崎 亮夫	(株)連帯運輸
副会長	小松 節子	小松ばね工業(株)	理事	南 卓志	(有)日軽急送
副会長	渡邊 哲人	税理士法人渡邊リーゼンバーグ	理事	近藤 尚之	アカルドコンサルティング(株)
常任理事	前田 一路	(株)ミクニ	理事	森永 優子	森永優子税理士事務所
常任理事	森川 伸也	(株)共栄物流サービス	理事	片倉 義智	DRIVE NET(株)
常任理事	福本 義一	(株)餅甚	理事	田村 哲也	(株)スクーナ
常任理事	小林 隆文	小林隆文税理士事務所	理事	大久保 茂忠	(株)リサイクル・ネットワーク
常任理事	田中 勲	田中税理士事務所	監事	平賀 淳夫	平賀機械工業(株)
常任理事	菅原 勇一郎	(株)玉子屋	監事	鈴木 茂	エスケーツール(株)
常任理事	林 武宏	(株)三和電機製作所			

委員会名簿

(敬称略)

令和元年6月1日現在

委員会名	担当副会長	委員長	副委員長	委員
総務・組織委員会	小宮山 宜克	森川 伸也	高橋 晃一	川崎 亮夫
				田村 哲也
事業委員会	久保井 宏	前田 一路	南 卓志	近藤 尚之
広報委員会	安野 貞治郎	中西 亮	柴田 意子	清水 久栄
経理・財務委員会	藤好 優臣	小林 隆文	永野 護	
青年部	塩川 益賢	林 武宏	中川 浩夫	菅原 勇一郎
女性部	塩川 益賢	藤原 弥寿子	森永 優子	塩川 智恵子
事務局	横田 昭夫	田中 勲		

* 上部団体担当副会長 塩川 益賢・岩田 一男・小松 節子

大法人についてe-Taxが 義務化されます!!



平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Taxにより提出しなければならないこととされました（以下「e-Tax義務化」といいます。）。

e-Tax義務化の概要は以下のとおりです。

対象税目

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

（注）地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の**全て**

対象法人の範囲

- ① 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
 - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体



対象手続

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書



適用日

平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用

また、e-Tax義務化とともに、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

詳細は次ページ

e-Tax 義務化とともに、以下のような



提出情報等のスリム化

● 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能とします。

- ① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目(14科目)を対象に、上位100件のみを記載する方法(記載省略基準の柔軟化)
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目(7科目)を対象に、支店・事業所別に記載する方法(記載単位の柔軟化)

※ ①②のほか、一部の記載項目(「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄など)を削除するなどの簡素化を行います。

● イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。



データ形式の柔軟化

● 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供(財務諸表については勘定科目コードを公表))。

※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。



提出方法の拡充

● e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍(約5,000枚)、添付書類は約5倍(約100枚)に拡大します。

● 添付書類等の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能とします。

環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。



提出先の一元化

● 国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

● 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e-Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が連結納税の承認の申請書を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要とします。



認証手続の簡便化

● 法人の認証手続の簡便化

- ① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します（これにより、e-Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。）。
- ② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

《掲載内容》

- ・電子申告の義務化の概要
- ・利便性向上施策等一覧（施策別）
- ・利便性向上施策等一覧（適用開始時期（予定）順）
- ・電子申告の義務化についてよくある質問

など

e-Tax

検索



クリック!!

e-Tax 義務化についてのQ&A

Q1 大法人の判定はいつの時点で行われますか？

「大法人」に該当するかどうかは「事業年度開始の時」に判定します。

(注) 消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても、「事業年度開始の時」に判定します。

Q2 決算期変更以外でe-Tax義務化の開始時期が早くなる場合は？

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)では、法人税(消費税)において予定(中間)申告(仮決算の場合も含む。)を行う場合、消費税において期間特例を選択している場合などが挙げられます。

Q3 e-Tax義務化の対象となった場合は？

所轄税務署長に対し、e-Tax義務化の対象法人である旨の届出書を提出する必要があります。

Q4 大法人がe-Taxを行わず、書面で申告した場合は？

e-Tax義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。

(注) 2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

Q5 インターネット回線の故障などによりe-Taxができない場合は？

災害その他の理由によって、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出することが困難な場合には、所轄税務署長の承認を得た上で、書面により申告書を提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書は有効なものとして取り扱われます。

なお、所轄税務署長の承認を得るためには、事前に申請書を提出する必要があります。



軽減税率制度への対応には準備が必要です!

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT



飲食料品の取扱い
(販売)がある



飲食料品の取扱い
(販売)がない

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③を全てご確認ください。

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の②③をご確認ください。

1

レジの入替えやシステムの改修について

⇒ 2ページの①へ

2

請求書等の記載事項について

⇒ 2ページの②へ

3

帳簿の区分経理・記載事項について

⇒ 3ページの③へ

3ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

軽減税率対策補助金の3つの申請類型



A型 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合



B型 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合



C型 軽減税率に対応した請求書の発行を円滑に行うために請求書管理システムを改修・導入する場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【専用ダイヤル】0120-398-111

【URL】<http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

② 請求書等の記載事項について

令和元年10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付・	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象 A △△商事株		

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
合計 B		43,200円
8%対象		
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計 B		88,000円
10%対象		
合計		131,200円
△△商事株		

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
合計 B		43,200円
△△商事株		

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計 B		88,000円
△△商事株		

A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。⇒ 現行の請求書と変わりありません。

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

令和元年10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (令和元年10月～)
帳簿の 記載事項	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額	左記①～④の記載事項に加え ・ 軽減税率の対象品目である旨

【記載に関する留意点】

- ① 「**軽減税率の対象品目である旨**」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものである必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	㈱〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	㈱〇〇物産	※食料品(11月分) A	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮ B
				(※:軽減税率対象品目)

A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

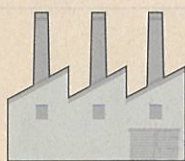
B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの
判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、
商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「飲食物品」
として商品を販売したか
により、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「飲食物品」
として商品を販売したか
により、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・飲食物品を製造するための外注加工費は、**標準税率**が適用されます。
- ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、**標準税率**が適用されます。

食品卸売業

- ・通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に**軽減税率**が適用されます。

小売業

- ・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は**軽減税率**、店内飲食であれば、**標準税率**が適用されます。

飲食業

- ・飲食店での食事の提供やケータリング等は、**標準税率**が適用され、持ち帰り販売、出前等は**軽減税率**が適用されます。



軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- ☐ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- ☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- ☐ 会計システム等の導入・改修・入替え
- ☐ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修、受発注システムの改修・入替え及び請求書管理システムの改修等（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- ☐ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- ☐ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- ☐ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- ☐ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- ☐ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- ☐ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- ☐ 値札の付け替え、価格表示の変更準備（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト
「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



大森税務署・大森納税貯蓄組合連合会共催、中学生の「税についての作文」表彰式が、平成30年12月4日(火)に大田文化の森ホールで行われました。

この表彰式は、管内中学校10校より応募された1,480編について、審査会により決定した優秀作品に対する表彰を行ったものです。各機関の選考した優秀作品を合同で表彰し、各賞の受賞者に賞状と記念品が手渡されました。ここでは大森間税会長賞を受けられた千葉華奈さんの作品をご紹介します。

「生活に根付く税」

大田区立大森第三中学校 三学年 千葉 華奈

今回この税の作文を書くにあたって、私は東京都歳出の内訳に興味を持ちました。

東京都歳出の内訳は、「福祉と保健」「教育と文化」を始めとして、「警察と消防」や「都市整備」などに多くの税金が使われています。私達が日々生活出来ているのは、これらがきちんと活用されているからなのだと思います。

私もこれらによく助けられている一人です。私にはアトピー性皮膚炎や小児喘息などの持病があります。体が十分に成長した今ではある程度の症状は抑えられてきてはいますが、毎日の薬の服用と、定期的な通院は欠かせられません。

私の住んでいる大田区には、児童医療費助成制度というものがあります。区内在住の中学三年生までの児童の医療費を、区が助成してくれるというものです。もちろん私も例外ではなく、私たち家族はこの制度に支えられてきたと言っても過言ではありません。もしもこの制度がなかったら、私は今のような生活を送れていたのでしょうか。

生活の中で、税金に助けられていた、と気付く場面は他にもあります。昨年、区の小中学校に、電子白板が設置されました。簡単にインターネットに繋がられて、電子

教材なども見やすく表示される電子白板は、今や授業になくてはならないものです。それだけでなく、毎年配付される教科書、道路や橋に定期的にされている整備、町中での警察官のパトロール。当たり前のように存在しているそれらは、すべて税金によってまかなわれているのです。

税について知るまで、私は税に対して良いイメージを持っていませんでした。「消費税がなければ、もっと安くものを買えるのに。」と思っていたからです。ですが実際に調べてみると、税は私たちの生活を支え、守る役割を持つのだということを知り、また同時に、なぜ税金があるのか、の理由を知ることが出来たように思いました。私たち一人一人が十分な暮らしを送るために、生活に根ざした存在、それが税なのだと思います。

私たち中学生はまだ、成人した大人のように社会に貢献することは出来ません。けれど、日々の暮らしの中で感謝の気持ちを持ち、消費税という形で関わることは出来ると思います。自分には今、そしてこれから何が出来なのかを考えて、しっかりと税金を納めることの出来る人に、なりたいです。



大森間税会会員の皆様へ「当会入会へのお勧め」のお願い

私たちが入会し、活動している間税会は、我が国のこれからの税について、ひいては我が国の将来について討論しながら勉強している大変重要な会です。しかし、その重要な会が未だ多くの方々に知られず、会員も少ないのが実状です。当地域の会員をなんとか一人でも増やし、上記の目的を達成しようと頑張っております。お知り合いとか仲間の方がいらっしゃれば、是非当会に入会いただきますよう、皆様から勧めていただこうと思っておりますので、宜しくお手伝いいただきますようお願い申し上げます。

大 森 間 税 会

会長 佐 川 黎 二

・入会のお申し込みは下記用紙をご利用の上FAX 03(3775)1156
横田税務会計事務所内 大森間税会事務局まで、ご返信ください。

令和 年 月 日

入 会 申 込 書

大 森 間 税 会 御 中

住 所 〒
名 称
代表者名

印

貴会の趣旨に賛同し、入会いたします。

- 1.業 種：
2.資 本 金：
3.連 絡 先： 電話番号
FAX番号
担当者名

4.会費基準：

資 本 金	年 会 費	資 本 金	年 会 費
5,000万円以上	30,000円	300万円以上	7,200円
3,000万円以上	24,000円	300万円未満	6,000円
1,000万円以上	12,000円	個 人	4,200円

5.紹介者名：

お願い 広報委員会では緊縮予算に協力して、会報の発行は年2回（1月・9月）といたしました。

あわせて、将来に向けホームページ (<http://www.kanzeikai.jp/tokyo/oomori/>) の活用と移行につきましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

発行日 2019年(令和元年)9月20日
発行者 大森間税会会長 佐 川 黎 二
編集人 広 報 委 員 長 中 西 亮
事務局 〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12
横田税務会計事務所
T E L 03 (3775) 1048 (代表)
F A X 03 (3775) 1156

〈印刷〉 (株) 欧文社